

一般質問

## 人口増へ向けたまちなか宅地開発の進め方は



鈴木 一弘

[市政刷新会議]

### 耕作放棄地解消への取組みは

**問** 人口増への取組みでのまちなか宅地開発の進め方と地域的な計画はどのようなものか伺う。

**答** 空き家・空き地流通・活用の仕組み作りを含め、二本松駅南、安達駅周辺、杉田駅周辺及び二本松城跡整備事業等の都市基盤の整備により、まちなか居住の推進及び定住促進を図り、賑わいのある都市空間の創出と良好な居住空間の整備に努めていくと共に、人口や産業、都市機能が地域ごとに集約され相互に連携する「集約・連携型都市構造」への転換を図り、少子化対策

と人口増への取組みとして推進を図っている。  
**問** 耕作放棄地再生事業の助成はどの程度利用されどの様な成果があったのか伺う。

**答** 再生事業の助成により、3か年で5.2haが解消され、従来からの伐採、伐根作業補助に加え、再生作業に伴う重機の借上げ、土壌改良材の費用に対する助成、振興重点作物（キュウリ）等の種苗の経費に対する上乗せ助成などを行い、担い手への農地集積の推進等と併せて耕作放棄地対策に取り組んでいる。



野地 久夫

[市政刷新会議]

一般質問

## 二本松城跡前整備事業拠点づくりは

### 温泉地観光施設整備事業推進内容は

**問** 二本松城跡前整備事業の基本構想施策を伺う。

**答** 二本松市の「文化拠点」「観光拠点」「史跡景観」づくりで市内に賑わいを創出するもので、城跡前に観光拠点施設を整備するものである。

**問** 地場産品紹介・販売スペースの考えを伺う。

**答** 地場産品販売の常設スペースは設けない。1階ロビーでジオラマにより地場産品を紹介する。  
(市長答弁) 物産については、継続して自立して経営できるか検討しているところである。

**問** 温泉地観光施設整備事業検討委員会の協議結果について、整備事業の当局の捉え方を伺う。

**答** 検討委員会と幹事会で計5回の開催、有意義な検討がなされたものと捉える。

**問** 次代を担う若い後継者が後世を見据え整備計画をまとめたことを市長はどう捉えるか伺う。

**答** (市長答弁) ビジターセンター方式の収益性が確保できない、大型バスが駐車できないとの温泉街の強い意見で、不足している駐車場を確保するよう変更方針となった。

一般質問

## 認知症高齢者QRコードはどのようなものか



本多 俊昭

[無所属]

### 市有車等へのドライブレコーダー設置状況は

**問** 太陽光発電施設の建設にあたり、地元住民とのトラブルが生じていると聞かすが、本市ではどのような事例があったか伺う。

**答** 機材搬入路として使用した私道の、パネル設置後の整備の不履行、敷地内排水の流末処理の機能不全、強風により太陽光パネルが飛ばされる等の事案がある。いずれも業者に対し指導を行い改善されている。

**問** QRコードはどのようなものを使う予定か。また、1人当たりにかかる費用はどの程度か。

**答** 大小3種類のシールとなっており、36枚セットを毎年度配布する。衣類、防寒着、杖など貼る場所に合わせて使い分けいただくことを想定している。費用は、1人当たり年額3,000円程度で市が負担する。

**問** ドライブレコーダーの設置率について伺う。  
**答** 市有車が194台中76台で39.2%、消防車両が102台中17台で16.7%となっている。全体では、296台中93台で31.4%である。



## 小野 利美

[市政会]

- 問** 今後の計画の考えについて伺う。
- 答** 平成30年度実施した未普及地域事業調査の結果を踏まえて、今後の事業の在り方を検討する。
- 問** 井戸ボーリングの補助金額はいくらか。
- 答** 事業費の40%以内の額で50万円を上限として実施している。
- 問** 防火水槽の補助金額はいくらか。
- 答** 新設は平成29年度から150万円で、修繕については工事費の2/3以内の額で上限が37万5千

一般質問

## 上水道未普及地における計画は

## 消防施設の整備状況は

- 円である。
- 問** 消火栓の各地域別の現在の申込数と今後の年次計画について伺う。
- 答** 現在の要望数は二本松地域5基、安達地域10基、東和地域4基。新年度は二本松地域と安達地域で3基、東和地域に2基設置予定である。



設置された消火栓

一般質問

## マイナンバーの申請率向上の対策は

## 公共交通運賃無料化事業の要望は

- 問** 本市は、マイナンバー制度を前向きに推進すべきと思うか、それともあまり積極的に進める制度ではないと思っているか伺う。
- 答** 国で定められた制度であるので、当然、法律等も制定されており、本市としては粛々と執行していく。
- 問** 公共交通無料化にして欲しいとは、どこから要望要請があったのか。3支所に要望があったのか。
- 答** (福祉部長) 老人クラブからの要望、市民の



## 加藤 建也

[無所属]

皆様からの声として質問をいただき検討した。(安達支所長) 市民の皆様から特段要望はなかった。(岩代支所長) 岩代支所としても直接的な要望はなかった。(東和支所長) 東和支所管内においても、安達、岩代同様、特段の要望はなかった。



## 堀籠 新一

[真誠会]

- 問** 「連携中枢都市圏」設立の目的とメリットは。
- 答** 人口減少・少子高齢化に伴う諸課題に対し、自治体が広域的連携を強化し持続的な発展と活力ある圏域の実現を目的とし、メリットは連携により観光振興や交流人口の拡大、移住定住の促進を目指し、広域的な医療体制や災害時の相互関係など幅広く期待できる。
- 問** 賢い働き方で「スマートワーク宣言」や弾力的労働時間制度の「フレックスタイム制」の導入、定年延長など職員の働き方改革の取組

一般質問

## 「連携中枢都市圏」構想の内容は

## 市職員の働き方改革の取組みは

- みは。
- 答** 現在の特定事業主行動計画で対応し、宣言や新制度導入については、他自治体の状況を確認しながら、研究・検討課題とする。
- 問** 首長を対象とした「ふくしま防災塾“トップ59”」の内容と今後の大規模災害に際しての対応は。
- 答** 災害を想定した演習と模擬記者会見など実施し、大規模災害の対応は総合ハザードマップを5月号の広報配布に合わせ全戸配布する。

一般質問

## 障がい者相談支援事業所への市の支援は

### 教職員の多忙化のそもそもの要因は



平 敏子

[日本共産党二本松市議団]

**問** 市の障がい者福祉計画は、専門性の高い相談支援の充実、連携、安心して生活できる地域構築、地域生活への移行、就労の支援を推進となっているが、具体的な支援内容は。

**答** 障がい者施策の多くは安達管内で共同で実施、相談支援事業の利用も共有することが多く、市内の事業所も二本松市民だけの利用ではない。財政的負担を伴うものであり、管内の実情も踏まえ、支援のあり方を十分検討したい。

**問** 教職員の多忙化のそもそもの要因は。

**答** 学校をめぐる環境の複雑・多様化、新学習指導要領の完全実施に向けた準備、日々の教育充実が求められるなか、役割拡大が要因のひとつ。

**問** 算数科学力向上対策の内容と来年度方針は。  
**答** 学力向上非常勤講師は算数科を中心とするが、他教科の指導やティーム・ティーチングによる指導、主担当として単独指導等、校長の裁量で弾力的運用を容認。来年度は、小学校は配置校の指定する学年や教科、中学校は1年生の数学科を中心に指導を充実する。



熊田 義春

[市政会]

一般質問

## 主要農作物種子法廃止に対し本市の対応は

### 児童虐待に対する取組みは

**問** 国県からの情報と市の取組みについて伺う。

**答** 通称「種子法」については、昭和27年食糧難時代に制定された法律で、米、大豆、麦など、野菜を除く種子の開発、管理、普及を国や都道府県に義務付けていたが、昨年4月1日廃止され、県が「奨励品種の決定」、「原種の生産と配布」、「検査による種子の品質確保」を定め、従来どおり、優良種子の安定生産に取り組んで行くとともに、農業者の皆さんに対して再度周知していく考えである。

**問** 市長の考え方と今後の取組みについて伺う。

**答** 福祉部の子育て支援課を中心とし、教育委員会や健康増進課等の庁内関係各課と県の児童相談所、二本松警察署等の関係機関を構成員とする二本松市要保護児童対策地域協議会を設置しており、要保護児童や要支援児童、特定妊婦の情報を共有し、連携した支援を行っている。子どもの安全を最優先に考え、児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応に取り組んでいきたいと考えている。

一般質問

## 水不足への市の対応策は

### 本市の自衛官募集業務への協力の実態は



菅野 明

[日本共産党二本松市議団]

**問** 井戸水が涸れたり、このままでは春の農業用水の不足など深刻である。市の対応策は。

**答** 市は給水車の派遣、市施設からの水道水の供給を行っている。井戸ボーリング補助も実施しており、水の便が悪いエリアの方には、個人で、または数軒共同で補助を活用して、深井戸のボーリングを検討いただきたい。農業用水の不足は、状況把握に努め支援策の相談に応じたり、農家や関係機関と連携し対策に取り組む。

**問** 今国会で自衛官募集を巡り問題となっている

が、本市の自衛官募集の実態は。

**答** 募集に伴う対象者名簿の作成は、本市は行っておらず、住民基本台帳法第11条に基づき閲覧を許可し、閲覧事項の記録を求めている。

**問** 政府が各自治体に募集の協力要請の根拠としている自衛隊法第97条や同施行令第120条では、自治体に対し要請することが出来るとされ、自治体に応じる義務は規定されていない。自治体の判断で対応ということが良いか。

**答** 見込みとおりと考えている。